



福島労働局発表  
令和5年9月1日

担当	福島労働局労働基準部賃金室 賃金室長 渡辺 満 賃金指導官 二見陽子 電話024-536-4604
----	--

## 福島県最低賃金が改正されます

～10月1日から時間額900円に～

福島労働局長（井口真嘉）は、現行の福島県最低賃金を42円引上げ、時間額900円に改正することを決定し、本日官報公示を行いました。

- 1 福島県最低賃金は、令和5年10月1日から時間額900円に改正となります。
- 2 福島県最低賃金は、原則として、福島県内の事業場で働く常用、臨時、パート、アルバイトなどすべての労働者に適用されます。
- 3 今後、福島労働局では、改正した最低賃金を県内の事業場や県民に広く周知を図ることとしています。  
また、最低賃金の引上げに関連する各種助成金の活用や、中小企業や小規模事業者への支援措置についてのご相談に応じています。

（参考）

### 福島県最低賃金額、引上げ額及び対前年引上げ率の推移

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
最低賃金額	798円	800円	828円	858円	900円
対前年度引上率	3.4%	0.25%	3.5%	3.6%	4.9%
対前年度引上額	26円	2円	28円	30円	42円

### 業務改善助成金

事業場内で最も低い時間給（事業場内最低賃金）を一定額以上引上げ、生産性向上に資する設備投資等を図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyou/03.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyou/03.html)

